体育施設利用に必要な手続きについて

本校の体育施設開放を利用するのに必要な事務手続きについては、次のとおりです。

1　体育館・校庭を利用する場合

（1）団体登録に必要な主な要件

・スポーツ活動を目的とした、**県内在住者又は在勤者**で組織されている**責任者の明確な５人以上**の団体であること。

・団体に所属する**全員がスポーツ傷害保険**に加入すること。

・管理指導員を**１名以上**選出すること**（２０歳以上の者とする）**

（2）提出書類について

登録手続きに必要な用紙等については、「各種様式」に掲載してありますので、記入を御覧いただき、学校窓口に持参又は郵送により提出してください。

・団体登録申請書

・利用者名簿者

なお、**新たに団体登録を行う場合**については、書類の提出後、学校において団体の代表者及び管理指導員の方と**施設の利用についての説明と校長面談**を行い、団体登録の許可の可否について決定しております。

その際は、担当者から日程調整の連絡をさせていただきますので、予めご了承下さい。

（3）提出後の手続きについて

登録がされた団体については、登録証及び利用者を代表者宛に交付いたします。

体育施設を利用する際は、交付された団体登録証と利用者各自が利用者証を携行するようにお願いいたします。

（4）利用許可申請

月ごとに各体育施設の利用許可申請を行っていただきます。

利用許可申請については、**利用希望月の前月２０日**までに学校に提出をしてください。

許可日については、期限までに提出された申請書をもとに、調整を行ったうえで決定しております。

提出期限に遅れた場合は、ご希望の日に利用できなくなりますので、あらかじめご了承ください。

２　プールを利用する場合

（１）プール開放利用申請手続き及び説明会の実施

毎年７月上旬に、プール開放において利用を希望される団体に対して、利用申請等に必要な手続きと本校でのプール利用の説明を行っております。

本校のプールを利用される場合は、必ずこちらに御参加いただく必要がありますので、新たに利用を希望される方は、配布物及び提出が必要な書類がありますので、６月中旬までに、学校までお問い合わせください。

前年度利用されている団体については、学校から事前に配布いたします。

提出書類・期限等については、こちらから配布する案内にしたがってください。

（２）団体登録について必要な要件について

体育館等を利用する場合と同様に、利用できる団体にも要件があります。

プールの利用を希望される団体は、次の要件も事前に御確認ください。

・スポーツ活動を目的とした、**県内在住者又は在勤者**で組織されている**責任者の明確な５人以上**の団体であること。

・団体に所属する**全員がスポーツ傷害保険**に加入すること。

・監視員を**２名以上**配置すること。なお、監視員の方は、必ず**埼玉県教育局主催の「プール監視員研修会」もしくは本校で開催いたします「プール開放説明会」内で実施する「救急法講習会」を受講してください。**

もし、研修会等に参加できない場合は、日本赤十字社や消防署等が実施する「救急救命法」等に関する講習内容に**「心肺蘇生法」及び「ＡＥＤ使用法」**が含まれるものを受講してください。